

第7章 整備地域・重点整備地域の整備

〈基本方針において新設・強化した施策〉

- ・ 無電柱化を進める路線の追加・進捗表示の細分化
検討中・事業中・整備済の3段階で表示
- ・ 地域特性を生かした街並みの住宅市街地への再生支援
本町地区（渋谷区）、谷中地区（台東区）
- ・ 都有地活用やUR等との連携による魅力的な移転先の確保
江北地区（足立区）など

〈R3年度以降に事業実施するもの〉

- ・ 木造住宅密集地域整備事業
戸越六丁目地区（品川区）など
- ・ 防災街区整備事業
東中延一丁目11番街区など

〈R2年度に新たに事業着手したもの〉

- ・ 防災街区整備事業
池袋本町三丁目20・21番地区など

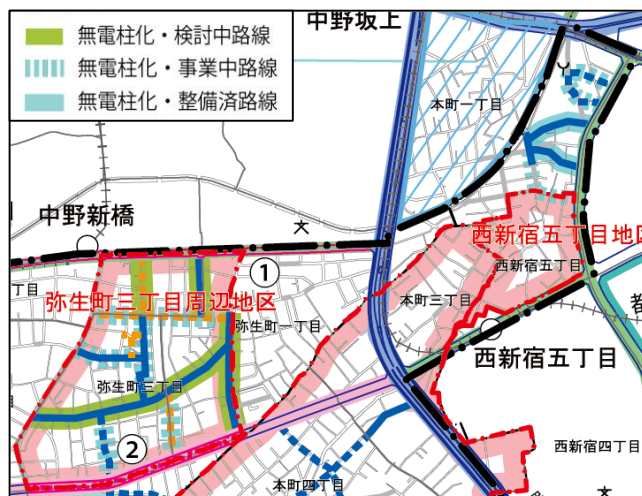
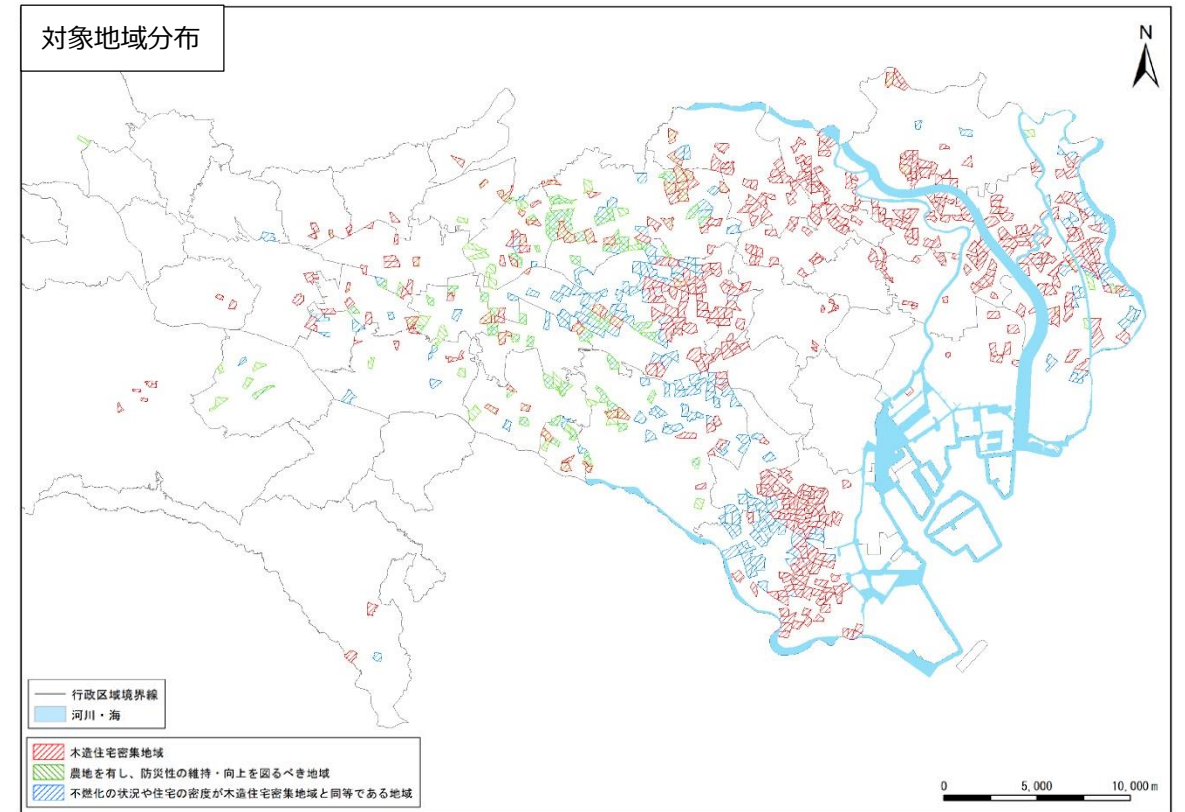
〈R2年度に事業完了したもの〉

- ・ 都市防災不燃化促進事業
補助119号線東側（墨堤通り）など

第9章 木造住宅密集地域等における安全な市街地の形成

①木密地域、②農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域、及び③不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域について、地域の特性、今後の展望やそれに応じた防災性の維持・向上に資する取組について記載

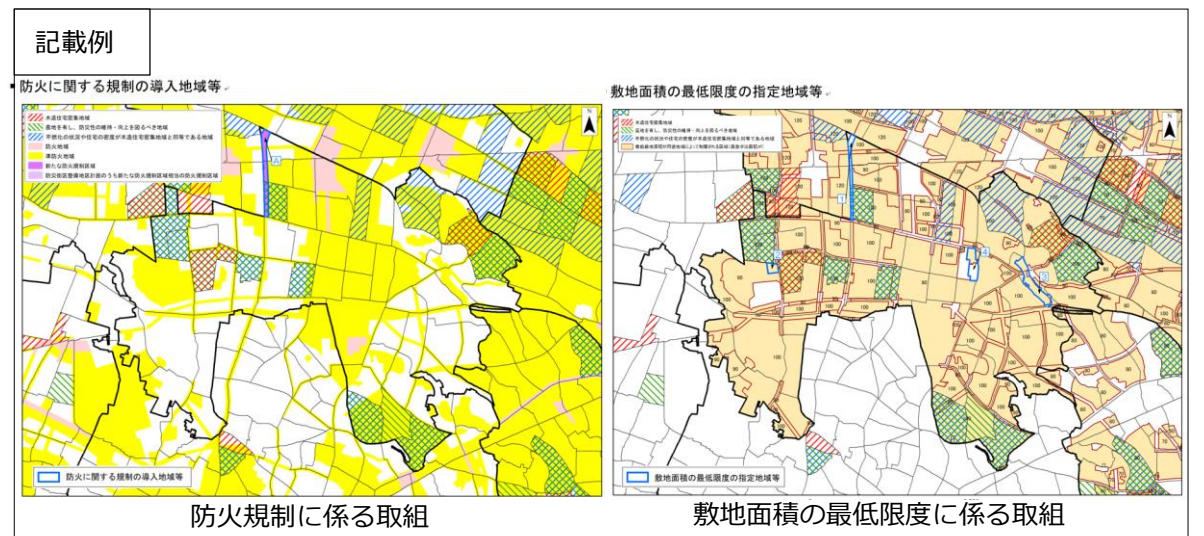
そのうち、地域の特性に応じ、敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制の導入といった規制誘導策の活用により、防災性の維持・向上を図るものについては、その取組状況を記載



無電柱化路線の記載を細分化



池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業



防火規制に係る取組

敷地面積の最低限度に係る取組